

「身元保証人」は不要か？ ⑥

家族に頼ることが難しい人が入院や入居をする際に求められる「身元保証人」は不要だという主張の中では、身元保証人の5つの機能について、身元保証人によらない代替方法が示されています。引き続きこれらの実態について述べさせていただきます。



⑤「死後事務」機能

病院で入院中の患者が亡くなったときは、当然に患者以外の者による死亡届出、遺体の引取り・火葬・埋葬、遺留品の処理、費用精算、病室の明け渡し等の対応が必要となりますが、身元保証人がいなくても、火葬埋葬をする者がいない場合には自治体が対応することが可能である（墓地・埋葬等に関する法律第9条）ことを根拠に、身元保証人は不要だと言われることがあります。

昨年、相次いで「引き取り手のないご遺体」の増加により自治体が苦慮しているという報道がされている中で、「最後は行政がなんとかしてくれる」という成り行き任せの行動を大勢の人が取り続けていけば、果たして死後の尊厳は守られるのでしょうか。

また、「身元保証人がいなくても、弁護士等と死後事務委任契約を締結していれば大丈夫」という趣旨の記載も見られます。これは、身元保証を引受ける事業について理解されていない記載だと思えます。身元保証人と死後事務受任者は「代替」ではなく、「内包」なのです。つまり、死後事務を行うことが出来る権限を受任していなければ、そもそも身元保証人を引受けることはできません。逆に、死後事務を受任することが出来て、後見人に就任することもできる、つまり身元保証人に「内包」されている役割の一部を引受けることが可能な弁護士等専門職が、なぜ身元保証人になると引受けることが出来ず、しかも身元保証人は不要だと主張するのか、その乖離について分析し、身元保証人の役割を分解していけば、おのずと「身元保証人」という現行の呼び名や役割に捉われない形でのリスクテイクの方法を考えることが出来るのではないのでしょうか。

ここまで、身元保証人に期待されている5つの機能について詳細に見てきました。いずれも、「身元保証人」という言葉の是非はともかく、頼れる家族がいない場合には、それぞれの機能について本人の意思決定を支援し、本人の意思を推定し、取りまとめる役割を行う人（または団体）がいなければ、入院している病院がそのリスクとコストをすべて負担しなければならないことになってしまいます。

これまでの日本では、家族がすべての世話と責任を担うことが前提となっており、リスクとコストを家族が負担していました。家族のカタチが多様化し、家族だけがケアの担い手ではないという新しい価値観の醸成が必要となる中で、こうしたリスクとコストを誰が負担するのかという議論が求められています。

次回は、「身元保証人」の制度が今後目指すべき方向性についての私見を述べてみたいと思います。

つづく